

令和5年2月9日開会

令和5年2月徳島県議会定例会議案（その3）

目 次

第 58 号	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）	1頁
第 59 号	令和4年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	19
第 60 号	令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	21
第 61 号	令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	23
第 62 号	令和4年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	25
第 63 号	令和4年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	27
第 64 号	令和4年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	29
第 65 号	令和4年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	31
第 66 号	令和4年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	33
第 67 号	令和4年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	35
第 68 号	令和4年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	37
第 69 号	令和4年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	39
第 70 号	令和4年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	41
第 71 号	令和4年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	43
第 72 号	令和4年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	45
第 73 号	令和4年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	47
第 74 号	令和4年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	49
第 75 号	令和4年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	51
第 76 号	令和4年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	53
第 77 号	令和4年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	55
第 78 号	令和4年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	59

第 79 号	令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	61頁
第 80 号	令和 4 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）	63
第 81 号	令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	65

第 58 号

令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第12号）

令和 4 年度徳島県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,406,544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581,203,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 79,500,000	千円 4,500,000	千円 84,000,000
	1 県 民 税	27,439,873	200,000	27,639,873
	2 事 業 税	19,652,737	2,300,000	21,952,737
	3 地 方 消 費 税	13,835,001	2,000,000	15,835,001
2 地方消費税清算金		32,072,000	1,750,000	33,822,000
	1 地方消費税清算金	32,072,000	1,750,000	33,822,000
3 地方譲与税		15,173,000	△186,718	14,986,282
	1 特別法人事業譲与税	13,372,000	149,782	13,521,782
	2 地方揮発油譲与税	1,545,000	△307,000	1,238,000
	3 石油ガス譲与税	56,000	△10,000	46,000
	4 自動車重量譲与税	81,000	5,000	86,000
	5 森林環境譲与税	118,000	△24,000	94,000
	6 航空機燃料譲与税	1,000	△500	500
4 地方特例交付金		340,000	1,412	341,412

	1 地方特例交付金	340,000	1,412	341,412
5 地方交付税		155,347,267	5,134,767	160,482,034
	1 地方交付税	155,347,267	5,134,767	160,482,034
7 分担金及び負担金		2,027,924	△80,838	1,947,086
	1 分担金	352,859	△36,273	316,586
	2 負担金	1,675,065	△44,565	1,630,500
8 使用料及び手数料		5,831,303	△262,064	5,569,239
	1 使用料	4,261,187	△128,934	4,132,253
	2 手数料	1,570,116	△133,130	1,436,986
9 国庫支出金		125,013,139	△5,900,922	119,112,217
	1 国庫負担金	32,860,780	△8,079,883	24,780,897
	2 国庫補助金	90,830,007	2,333,612	93,163,619
	3 委託金	1,322,352	△154,651	1,167,701
10 財産収入		786,599	△154,656	631,943
	1 財産運用収入	484,401	△31,378	453,023
	2 財産売払収入	302,198	△123,278	178,920
11 寄附金		24,850	616,093	640,943

	1 寄 附 金	24,850	616,093	640,943
12 繰 入 金		86,870,430	△6,916,656	79,953,774
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,665,435	△3,735	64,661,700
	2 基 金 繰 入 金	22,204,995	△6,912,921	15,292,074
14 諸 収 入		17,921,803	△62,962	17,858,841
	1 延滞金, 加算金及び過料等	78,810	△4,000	74,810
	2 県 預 金 利 子	700	200	900
	4 貸 付 金 元 利 収 入	3,906,440	△167,952	3,738,488
	5 受 託 事 業 収 入	570,731	△294,790	275,941
	6 収 益 事 業 収 入	2,812,807	△590,736	2,222,071
	7 雑 入	5,512,315	994,316	6,506,631
15 県 債		60,666,000	△14,844,000	45,822,000
	1 県 債	60,666,000	△14,844,000	45,822,000
歳 入 合 計		597,609,777	△16,406,544	581,203,233

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 977,862	千円 △30,065	千円 947,797
	1 議会費	977,862	△30,065	947,797
2 総務費		38,845,368	3,269,382	42,114,750
	1 総務管理費	23,292,873	4,976,680	28,269,553
	2 企画費	7,827,484	△632,981	7,194,503
	3 徴税費	2,568,068	6,683	2,574,751
	4 市町村振興費	2,057,536	△1,179,158	878,378
	5 選挙費	691,660	37,269	728,929
	6 防災費	1,817,505	51,456	1,868,961
	7 統計調査費	265,420	14,413	279,833
	8 人事委員会費	142,292	△2,142	140,150
	9 監査委員費	182,530	△2,838	179,692
3 民生費		73,568,599	△1,444,814	72,123,785
	1 社会福祉費	53,781,478	△1,346,385	52,435,093
	2 児童福祉費	15,081,120	△162,574	14,918,546

	3 生活保護費	4,706,001	64,145	4,770,146
4 衛生費		60,949,249	3,504,336	64,453,585
	1 公衆衛生費	12,150,172	906,974	13,057,146
	2 環境衛生費	3,779,202	△157,610	3,621,592
	3 保健所費	1,645,639	159,000	1,804,639
	4 医薬費	33,698,292	2,634,294	36,332,586
	5 病院事業費	9,675,944	△38,322	9,637,622
5 労働費		5,211,037	△83,237	5,127,800
	1 労政費	4,046,746	26,736	4,073,482
	2 職業訓練費	1,055,142	△108,952	946,190
	3 労働委員会費	109,149	△1,021	108,128
6 農林水産業費		37,725,150	△4,325,899	33,399,251
	1 農業費	5,568,583	△772,263	4,796,320
	2 園芸費	1,114,476	△89,233	1,025,243
	3 畜産業費	1,431,519	△23,159	1,408,360
	4 農地費	13,830,934	△1,829,694	12,001,240
	5 林業費	12,695,216	△1,397,384	11,297,832

	6 水 産 業 費	3,084,422	△214,166	2,870,256
7 商 工 費		81,520,067	△224,992	81,295,075
	1 商 業 費	69,154,549	△86,342	69,068,207
	2 工 鉱 業 費	3,966,239	△108,730	3,857,509
	3 観 光 費	8,399,279	△29,920	8,369,359
8 土 木 費		78,399,370	△6,161,675	72,237,695
	1 土 木 管 理 費	3,600,810	△1,317,878	2,282,932
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,024,276	△998,114	30,026,162
	3 河 川 海 岸 費	27,745,415	△3,613,796	24,131,619
	4 港 湾 費	7,433,058	△96,604	7,336,454
	5 都 市 計 画 費	5,561,803	△12,926	5,548,877
	6 住 宅 費	3,034,008	△122,357	2,911,651
9 警 察 費		22,148,753	405,131	22,553,884
	1 警 察 管 理 費	19,487,864	505,651	19,993,515
	2 警 察 活 動 費	2,660,889	△100,520	2,560,369
10 教 育 費		83,973,086	△2,314,286	81,658,800
	1 教 育 総 務 費	13,212,857	501,484	13,714,341

	2 小 学 校 費	23,528,529	△1,046,653	22,481,876
	3 中 学 校 費	14,269,226	△475,577	13,793,649
	4 高 等 学 校 費	20,058,109	△507,983	19,550,126
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,790,256	△493,449	7,296,807
	6 社 会 教 育 費	3,347,964	△192,384	3,155,580
	7 保 健 体 育 費	1,766,145	△99,724	1,666,421
11 災 害 復 旧 費		10,549,100	△9,949,539	599,561
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,600,600	△1,318,666	281,934
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,848,500	△8,530,873	317,627
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		70,197,386	△1,815,999	68,381,387
	1 公 債 費	70,197,386	△1,815,999	68,381,387
13 諸 支 出 金		33,340,750	2,765,113	36,105,863
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,691,071	1,834,929	15,526,000
	2 利 子 割 交 付 金	73,946	△14,919	59,027
	3 配 当 割 交 付 金	704,936	114,822	819,758
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	926,482	△316,015	610,467

	5 法人事業税交付金	1,482,647	233,969	1,716,616
	6 地方消費税交付金	16,073,252	880,748	16,954,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	174,306	3,133	177,439
	9 環境性能割交付金	214,000	28,446	242,446
歳 出	合 計	597,609,777	△16,406,544	581,203,233

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6 農林水産業費	6 水産業費	漁業調査船 「とくしま」 新船建造事業	千円 1,353,000	4	千円 172,000	千円 0	4	千円 0
				5	747,000		5	0
				6	434,000		6	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	色面トンネル新設事業	1,200,000	3	300,000	1,200,000	3	300,000
				4	500,000		4	700,000
				5	400,000		5	200,000
	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工 架設事業	1,500,000	3	500,000	1,500,000	3	500,000
				4	800,000		4	850,000

				5	200,000		5	150,000
10 教 育 費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設 整備事業	4,355,820	4	1,000	4,461,293	4	1,000
				5	2,612,892		5	2,676,176
				6	1,741,928		6	1,784,117

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額	
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	合同庁舎等維持管理費	千円 139,876	
		2 企 画 費	航空対策費	2,000
			青少年センター整備事業費	174,018
		5 選 挙 費	知事及び県議会議員選挙費	8,000
		6 防 災 費	防災対策指導費	15,330
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社会福祉振興対策費	300,000	
		総合福祉センター運営費	75,098	
		障がい者交流プラザ管理運営費	22,720	
		老人福祉運営対策費	629,850	

			老人福祉施設整備事業費	251,941
		2 児童福祉費	児童相談所費	235,680
			児童福祉施設整備事業費	5,470
4 衛生費	1 公衆衛生費		感染症予防費	985,687
			障がい者地域生活支援費	24,900
	2 環境衛生費		一般環境対策費	10,000
			廃棄物ゼロ社会づくり推進費	4,220
			自然公園等施設整備事業費	23,800
			自然公園等維持費	7,957
			廃棄物処理施設管理指導費	2,041
	4 医薬費		医療衛生費	119,730
		薬事生産指導費	10,000	
5 労働費	1 労政費		一般労政費	14,400
	2 職業訓練費		職業能力開発校整備事業費	5,000
6 農林水産業費	1 農業費		農林水産業未来創造事業費	16,932
			就業機会創出支援費	21,000
			環境保全型農業推進費	296,000

			水田農業経営対策費	66,600
			農林水産業緊急支援費	62,420
	2 園 芸 費		園芸振興指導費	228,986
	3 畜 産 業 費		畜産振興対策費	58,000
	4 農 地 費		土地改良施設等維持管理費	1,000
	5 林 業 費		林材業振興対策費	86,500
	6 水 産 業 費		漁業漁村活性化推進費	25,300
			漁業調査船運航管理費	46,700
7 商 工 費	1 商 業 費		中小企業総合支援費	720,000
			物産観光交流プラザ運営費	1,488
	3 観 光 費		観光交流推進費	2,027,000
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費		土木調査事業費	10,678
			土木企画調整事業費	20,128
	2 道 路 橋 り よ う 費		道路関係市町村指導監督事務費	900
			高速自動車道対策事業費	269,000
			高速道路整備支援事業費	153,000
	3 河 川 海 岸 費		河川管理費	50,000

			堰堤管理費	4,000	
	4	港湾費	港湾環境整備費	11,000	
	5	都市計画費	都市計画調査事業費	6,000	
	6	住宅費	建築物耐震化推進費	64,383	
9	警察費	1	警察管理費	警察職員宿舍整備事業費	4,339
10	教育費	6	社会教育費	文化財保護費	1,798
				21世紀館運営費	23,100
11	災害復旧費	2	土木施設災害復旧費	市町村災害復旧事業監督事務費	600

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3	1	社会福祉費	千円 52,100	千円 121,820
		社会福祉施設整備事業費	78,750	300,950
	2	児童福祉費	740,666	835,666
6	3	畜産業費	8,400	188,400
	4	農地費	60,000	440,000
	5	林業費	50,000	351,897

		災害関連緊急治山事業費	80,000	0
	6 水産業費	県管理漁港維持補修費	95,000	113,603
7 商工費	3 観光費	観光施設管理運営費	91,097	134,697
8 土木費	3 河川海岸費	河川海岸維持修繕費	2,023,000	2,038,000
	4 港湾費	港湾海岸施設維持補修費	601,500	621,500
10 教育費	1 教育総務費	教育財産取得及び管理費	20,256	12,841
		総合教育センター管理運営費	21,607	50,859
	4 高等学校費	高校施設整備事業費	2,778,336	3,166,356
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	24,200	130,036
	6 社会教育費	新ホール整備事業費	20,952	384,445
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	80,000	49,000
		過年発生災害林道復旧事業費	97,000	63,820
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000	87,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	0
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	0
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	146,000	55,781
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	14,101

	過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000	0
	現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 令和5年度 至 令和16年度	72,116千円

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
畜産事業	千円 186,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

2 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	千円 671,000	千円 231,000
企画事業	1,037,000	61,000
市町村振興事業	1,000,000	0

防災事業	60,000	57,000
社会福祉事業	337,000	218,000
児童福祉事業	10,000	4,000
公衆衛生事業	9,000	3,000
環境衛生事業	47,000	21,000
職業訓練事業	15,000	17,000
農業事業	2,000	1,000
農地事業	3,722,000	3,114,000
林業治山事業	3,266,000	2,724,000
水産事業	658,000	648,000
商業事業	24,000	15,000
道路橋りょう事業	13,741,000	12,540,000
河川海岸事業	15,482,000	13,749,000
港湾事業	2,957,000	2,933,000
都市計画事業	1,836,000	1,810,000
住宅事業	1,025,000	0
警察関係事業	439,000	112,000

教育総務事業	1,029,000	6,000
高等学校整備事業	2,927,000	2,898,000
特別支援学校整備事業	103,000	0
社会教育事業	221,000	417,000
土木施設災害復旧事業	3,233,000	193,000
公用公共用施設災害復旧事業	94,000	0
臨時財政対策債	6,500,000	3,643,000
計	60,666,000	45,636,000

第 59 号

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ473,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,907,966	千円 △473,131	千円 1,434,835
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	142,239	△55,679	86,560
	3 諸収入	1,765,527	△417,252	1,348,275
歳入	合計	1,907,966	△473,131	1,434,835

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,907,966	千円 △473,131	千円 1,434,835
	1 用 度 事 業 費	1,907,966	△473,131	1,434,835
歳 出	合 計	1,907,966	△473,131	1,434,835

第 60 号

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,324千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 270,074	千円 31,250	千円 301,324
	1 繰入金	231,409	30,479	261,888
	2 諸収入	38,665	771	39,436
歳入	合計	270,074	31,250	301,324

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 270,074	千円 31,250	千円 301,324
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	76,748	481	77,229
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	43,800	28,493	72,293
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	149,526	2,276	151,802
歳 出	合 計	270,074	31,250	301,324

第 61 号 令和 4 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 249,031	千円 △60,000	千円 189,031
	1 繰越金	142,133	△60,000	82,133
歳入	合計	249,031	△60,000	189,031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 249,031	千円 △60,000	千円 189,031
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	249,031	△60,000	189,031
歳 出	合 計	249,031	△60,000	189,031

第 62 号

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,690,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,527,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,837,111	千円 2,690,156	千円 75,527,267
	1 分担金及び負担金	19,070,725	282,810	19,353,535
	2 国庫支出金	22,207,910	551,012	22,758,922
	3 前期高齢者交付金	26,162,153	83,550	26,245,703
	4 共同事業交付金	127,254	8,746	136,000
	5 財産収入	138	△41	97
	6 繰入金	4,998,931	△540,858	4,458,073

	7 繰越金	270,000	2,262,574	2,532,574
	8 諸収入		42,363	42,363
歳入合計		72,837,111	2,690,156	75,527,267

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,837,111	千円 2,690,156	千円 75,527,267
	1 国民健康保険事業費	72,836,973	2,690,197	75,527,170
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	138	△41	97
歳出合計		72,837,111	2,690,156	75,527,267

第 63 号 令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,034,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 1,083,050	千円 △48,885	千円 1,034,165
	2 諸 収 入	236,640	115	236,755
	3 県 債	846,000	△49,000	797,000
歳 入	合 計	1,083,050	△48,885	1,034,165

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 1,083,050	千円 △48,885	千円 1,034,165
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	1,083,050	△48,885	1,034,165
歳 出	合 計	1,083,050	△48,885	1,034,165

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 846,000	千円 797,000

第 64 号

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,953千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,565,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,229	千円 △62,953	千円 127,565,276
	1 使用料及び手数料	3,777	△210	3,567
	2 財産収入	500	△490	10
	3 繰入金	64,306,000	△51,000	64,255,000
	4 繰越金	14,718	△6,848	7,870
	5 諸収入	63,303,234	△4,405	63,298,829
歳 入	合 計	127,628,229	△62,953	127,565,276

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,628,229	千円 △62,953	千円 127,565,276
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,628,229	△62,953	127,565,276
歳 出	合 計	127,628,229	△62,953	127,565,276

第 65 号

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 42,399	千円 △100	千円 42,299
	1 繰 越 金	39,912	△100	39,812
歳 入	合 計	42,399	△100	42,299

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 42,399	千円 △100	千円 42,299
	1 中小企業近代化資金貸付金	42,399	△100	42,299
歳 出	合 計	42,399	△100	42,299

第 66 号

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 66,488	千円 △34,400	千円 32,088
	1 財 産 収 入	54,456	△22,378	32,078
	2 繰 越 金	12,022	△12,022	0
歳 入	合 計	66,488	△34,400	32,088

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 66,488	千円 △34,400	千円 32,088
	1 徳島ビル管理事業費	66,488	△34,400	32,088
歳 出	合 計	66,488	△34,400	32,088

第 67 号

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,516千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 4,527	千円 △1,516	千円 3,011
	1 繰入金	299	△213	86
	2 繰越金	3,728	△870	2,858
	3 諸収入	500	△433	67
歳入	合計	4,527	△1,516	3,011

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,516	千円 3,011
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,516	3,011
歳 出	合 計	4,527	△1,516	3,011

第 68 号

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,735千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 101,978	千円 △98,735	千円 3,243
	1 繰入金	1,975	△1,732	243
	2 繰越金	95,001	△92,001	3,000
	3 諸収入	5,002	△5,002	0
歳入合計		101,978	△98,735	3,243

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △98,735	千円 3,243
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△98,735	3,243
歳 出	合 計	101,978	△98,735	3,243

第 69 号

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,175千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 270,013	千円 △75,175	千円 194,838
	1 財 産 収 入	178,684	△83,632	95,052
	2 繰 入 金	91,078	△2,663	88,415
	3 繰 越 金	36	7,869	7,905
	4 諸 収 入	215	3,251	3,466
歳 入 合 計		270,013	△75,175	194,838

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 270,013	千円 △75,175	千円 194,838
	1 県有林県行造林事業費	270,013	△75,175	194,838
歳 出	合 計	270,013	△75,175	194,838

第 70 号

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,722千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △80,722	千円 190
	1 繰 入 金	910	△722	188
	2 繰 越 金	72,742	△72,742	0
	3 諸 収 入	7,260	△7,258	2
歳 入	合 計	80,912	△80,722	190

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △80,722	千円 190
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△80,722	190
歳 出	合 計	80,912	△80,722	190

第 71 号

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ543,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,106,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,649,323	千円 △543,307	千円 2,106,016
	1 財 産 収 入	1,685,699	△158,613	1,527,086
	2 繰 入 金	400,000	△350,000	50,000
	3 繰 越 金	90,474	△34,694	55,780
歳 入 合 計		2,649,323	△543,307	2,106,016

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,649,323	千円 △543,307	千円 2,106,016
	1 公用地公共用地取得事業費	2,648,942	△543,210	2,105,732
	2 土地開発基金積立金	381	△97	284
歳 出	合 計	2,649,323	△543,307	2,106,016

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 277,000

第 72 号

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,417,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,302,905	千円 114,625	千円 3,417,530
	1 使用料及び手数料	1,102,164	△80,580	1,021,584
	2 財産収入	712,666	194,833	907,499
	4 諸収入	18,075	372	18,447
歳 入	合 計	3,302,905	114,625	3,417,530

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,302,905	千円 114,625	千円 3,417,530
	1 港湾等整備事業費	2,269,414	△22,661	2,246,753
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	540,647	△27,641	513,006
	3 空港周辺整備事業費	492,844	164,927	657,771
歳 出	合 計	3,302,905	114,625	3,417,530

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 99,200
		上屋管理費	44,000
		施設等運営費	2,000

第 73 号

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 259,000	千円 △98,844	千円 160,156
	3 諸 収 入	163,677	△98,844	64,833
歳 入	合 計	259,000	△98,844	160,156

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 259,000	千円 △98,844	千円 160,156
	1 奨学金貸付金	259,000	△98,844	160,156
歳 出	合 計	259,000	△98,844	160,156

第 74 号

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,323,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,195,000	千円 128,286	千円 3,323,286
	1 証 紙 収 入	2,387,865	37,735	2,425,600
	2 繰 越 金	807,135	90,551	897,686
歳 入	合 計	3,195,000	128,286	3,323,286

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,195,000	千円 128,286	千円 3,323,286
	1 他 会 計 繰 出 金	3,195,000	128,286	3,323,286
歳 出	合 計	3,195,000	128,286	3,323,286

第 75 号

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800,718千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,569,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 101,370,000	千円 △1,800,718	千円 99,569,282
	1 繰 入 金	70,770,000	△1,800,718	68,969,282
歳 入	合 計	101,370,000	△1,800,718	99,569,282

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 101,370,000	千円 △1,800,718	千円 99,569,282
	1 公 債 費	101,370,000	△1,800,718	99,569,282
歳 出	合 計	101,370,000	△1,800,718	99,569,282

第 76 号

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,093,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,566,794	千円 526,848	千円 32,093,642
	1 給 与 振 替 収 入	31,566,794	526,848	32,093,642
歳 入	合 計	31,566,794	526,848	32,093,642

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 31,566,794	千円 526,848	千円 32,093,642
	1 給 与 費	31,566,794	526,848	32,093,642
歳 出	合 計	31,566,794	526,848	32,093,642

第 77 号

令和 4 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	202,940人	172,367人
外 来	244,701人	227,150人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	556人	472人
外 来	1,007人	934人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	3,040,223千円	3,583,119千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	25,542,380千円	2,977,755千円	28,520,135千円
第 1 項 医 業 収 益	21,823,182千円	△859,596千円	20,963,586千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,719,198千円	143,137千円	3,862,335千円
第 3 項 特 別 利 益		3,694,214千円	3,694,214千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	26,526,470千円	1,563,091千円	28,089,561千円

第1項 医 業 費 用	25,093,629千円	1,390,540千円	26,484,169千円
第2項 医 業 外 費 用	1,432,841千円	172,551千円	1,605,392千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,163,228千円」を「不足する額1,160,791千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,196千円及び過年度分損益勘定留保資金1,152,032千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,898千円及び過年度分損益勘定留保資金1,150,893千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	10,460,174千円	545,333千円	11,005,507千円
第1項 企 業 債	4,419,000千円	492,000千円	4,911,000千円
第2項 負 担 金	977,570千円	△3,767千円	973,803千円
第4項 補 助 金	63,604千円	57,100千円	120,704千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	11,623,402千円	542,896千円	12,166,298千円
第1項 建 設 改 良 費	4,515,903千円	542,896千円	5,058,799千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 4,419,000	千円 4,911,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	12,803,184千円	619,002千円	13,422,186千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「5,860,000千円」を「6,700,000千円」に改める。

令和5年2月16日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 78 号

令和 4 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h	291,572,037 k W h
	太陽光発電所	4,653,000 k W h	5,441,218 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,010,748千円	889,063千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	3,910,903千円	△13,212千円	3,897,691千円
第 1 項 営 業 収 益	3,903,112千円	△13,914千円	3,889,198千円
第 2 項 財 務 収 益	1,370千円	899千円	2,269千円
第 3 項 事 業 外 収 益	6,421千円	△197千円	6,224千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	3,580,933千円	83,736千円	3,664,669千円
第 1 項 営 業 費 用	3,464,767千円	37,844千円	3,502,611千円
第 3 項 事 業 外 費 用	111,165千円	45,892千円	157,057千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額692,039千円」を「不足する額558,628千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,796千円、建設改良積立金386,465千円及び過年度分損益勘定留保資金213,778千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,284千円及び建設改良積

立金451,344千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	518,809千円	11,726千円	530,535千円
第1項 固定資産売却代	1,023千円	255千円	1,278千円
第3項 その他収入		11,471千円	11,471千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,210,848千円	△121,685千円	1,089,163千円
第1項 建設改良費	1,010,748千円	△121,685千円	889,063千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	998,427千円	53,713千円	1,052,140千円

令和5年2月16日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 79 号

令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(2) 年間総給水量	67,207,450m ³	67,463,450m ³	阿南工業用水道	28,652,500m ³	28,908,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,130m ³	184,831m ³	阿南工業用水道	78,500m ³	79,201m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	382,923千円	479,309千円
			阿南工業用水道改良工事	133,453千円	151,866千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,251,000千円	30,614千円	1,281,614千円
第 1 項 営 業 収 益	1,190,825千円	30,625千円	1,221,450千円
第 2 項 営 業 外 収 益	60,175千円	△11千円	60,164千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,197,248千円	15,143千円	1,212,391千円
第 1 項 営 業 費 用	1,173,509千円	△44,565千円	1,128,944千円
第 2 項 営 業 外 費 用	23,739千円	59,708千円	83,447千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額565,306千円」を「不足する額648,633千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,646千円及び過年度分損益勘定留保資金527,660千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,696千円、減債積立金52,000千円及び過年度分損益勘

定留保資金548,937千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	302,261千円	31,472千円	333,733千円
第1項 固定資産売却代	108千円	127千円	235千円
第3項 その他収入	102,153千円	△61,525千円	40,628千円
第4項 補助金		27,200千円	27,200千円
第5項 工事負担金		65,670千円	65,670千円
支 出			
第1款 資本的支出	867,567千円	114,799千円	982,366千円
第1項 建設改良費	516,376千円	114,799千円	631,175千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	220,006千円	△22,164千円	197,842千円

令和5年2月16日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 80 号

令和 4 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度徳島県駐車場事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	75,749千円	△2,919千円	72,830千円
第 1 項 営 業 収 益	75,060千円	△2,948千円	72,112千円
第 2 項 営 業 外 収 益	689千円	29千円	718千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	74,485千円	△2,646千円	71,839千円
第 1 項 営 業 費 用	74,484千円	△2,646千円	71,838千円

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 81 号

令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年間総処理水量	2,520,000m ³	2,240,000m ³
(3) 1日平均処理水量	6,904m ³	6,136m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	981,572千円	△19,754千円	961,818千円
第 1 項 営 業 収 益	309,099千円	△12,834千円	296,265千円
第 2 項 営 業 外 収 益	672,473千円	△8,938千円	663,535千円
第 3 項 特 別 利 益		2,018千円	2,018千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	981,572千円	△19,754千円	961,818千円
第 1 項 営 業 費 用	865,393千円	△15,429千円	849,964千円
第 2 項 営 業 外 費 用	116,179千円	△6,343千円	109,836千円
第 3 項 特 別 損 失		2,018千円	2,018千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費	19,407千円	△2,594千円	16,813千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第8条中「363,946千円」を「355,008千円」に改める。

令和5年2月16日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

